

## 1 4 東海地震対策都県市連絡協議会要綱【危機管理本部】

### 第1 設置及び趣旨

関係地方公共団体の密接な連携と協力により、想定される南海トラフ地震からの被害を最小限にとどめるため、東海地震対策都県市連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

### 第2 構成及び運営

- 1 連絡協議会は、次の都県市の防災主管課をもって構成する。  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、横浜市、川崎市、名古屋市、千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、相模原市
- 2 連絡協議会は、必要に応じて分科会を設けることができる。
- 3 会議は、各団体の順次持ち回りで行うこととし、開催団体において主宰するものとする。

### 第3 連絡協議事項

連絡協議会は、次の事項について、連絡協議を行う。

- (1) 被害想定を作成
- (2) 対策面での連絡協調体制
- (3) 応援体制
- (4) 地震予知調査への協力体制
- (5) その他の必要な事項

### 第4 その他

- 1 連絡協議会が必要と認める場合は、国その他関係機関の意見を求めることができる。
- 2 連絡協議会の運営上必要な事項は、その都度連絡協議会が定める。

### 附則

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から適用する。